

中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	大学院法務研究科	身分	准教授
氏名	阿部 純一		
NAME	Junichi ABE		

中央大学特定課題研究費による研究期間終了に伴い、中央大学学内研究費助成規程第15条に基づき、下記の通りご報告致します。

1. 研究課題

(和文) 財産管理における『子の福祉侵害』に関する比較法的研究

(英文) Comparative law study on the unjust administration of children's property

2. 研究期間

2022年度 ~ 2023年度

3. 研究の概要 (背景・目的・研究計画・内容および成果 和文600字程度、英文50word程度)

(和文)

本研究の目的は、ドイツ法を比較法の対象とした研究を通じて、親権における財産管理を「子の福祉」の視点から再構成することにある。本研究の背景には、日本法における親権者による財産管理及びその制限に関する諸制度が「子の福祉」のための制度としては、十分な機能を果たしていないという問題意識がある。すなわち、日本法において親権者による財産管理は、管理者の責任が大幅に軽減されており、その具体的な内容も明確ではない。さらに、財産管理権の喪失制度（民法835条）においては、管理権の全面的な喪失のみが予定され、親権者の問題のある財産管理の状況に応じたきめ細やかな措置は規定されていない。このような財産管理制度のもとで財産管理における「子の福祉」を実現することは困難である。本研究では、財産管理に関して詳密な規定を置いており、子の財産の危険を回避するための細やかな措置を予定するドイツ法との比較を通じて、日本法における解決策を模索した。具体的には、日本法において親権者による財産管理がいかに制度設計されてきたのかを、日本民法制定時の議論にまで遡り明らかにする一方、比較対象であるドイツ法における、子に対する財産管理に関する民法規定の変遷、及び「子の財産的福祉」の侵害に関する裁判例を分析した。本研究の成果は、2024年度中に、中央ロージャーナル又は比較法雑誌において、論説として公表することを予定している。

(英文)

The purpose of this study is to reconstitute parental administration of child's property through the perspective of "the best interest of the child". This study reveals problems of parental administration system of property in Japan and proposes contemporary solutions from the child's perspective.